

令和4年度

夏の交通事故防止運動

令和4年7月11日(月)～7月20日(水)

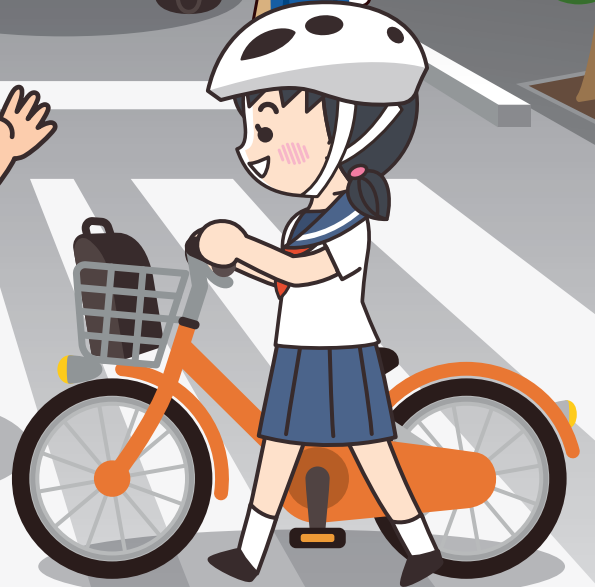
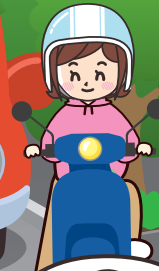
4つの重点

子どもと
高齢者の
交通事故防止

飲酒運転・
あおり運転等の
根絶

自転車の
安全利用の
促進

二輪車の
交通事故防止



スローガン

鹿児島島の夏! マナーが輝く快適ロード



鹿児島県交通安全県民運動推進協議会



夏の交通事故防止運動

令和4年7月11日(月)～7月20日(水)

① 子どもと高齢者の交通事故防止 ～交通ルールの遵守とマナーの向上～

◎歩行者の皆さん！

道路を横断するときは、飛び出さず、左右の安全をよく確認しましょう。

◎運転者の皆さん！

横断歩道は歩行者優先です。横断歩道付近では、歩行者に注意し、「思いやり」のある運転を心がけましょう。また、全席シートベルトの着用は義務です。後部座席を含め全席ベルト着用を徹底しましょう。



◎高齢運転者の皆さん！

加齢に伴い身体機能は低下します。体調を考慮し、慎重に運転しましょう。

② 飲酒運転・あおり(妨害)運転等 無謀運転の根絶

◎飲酒運転は重大な犯罪です！

二日酔い運転も絶対に許されません！

◎一人一人が飲酒運転を絶対にしない、させないという強い意志を持って飲酒運転を根絶しましょう！



◎あおり運転は重大な事故に繋がる危険な行為です。

心と時間に余裕を持ち、「おもいやり運転」を心掛けましょう！



③ 自転車の安全利用の促進 ～かごしま自転車条例の更なる理解促進～

◎「かごしま自転車条例」を守りましょう！

(※平成29年3月施行)

- ・自転車利用者等の自転車損害賠償保険等への加入は義務です！
- ・中学生以下の子どもにヘルメットを着用させるのは保護者の義務です！

※そのほかの自転車利用者のヘルメット着用についても努力義務となっています。

かごしま自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ◎飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ◎夜間はライトを点灯
 - ◎交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. ヘルメットを着用



④ 二輪車の交通事故防止

◎ヘルメットはあごひもをしっかり締め、プロテクター等の着用により身体を守りましょう。

◎進路変更や右左折時など、行動を起こす前に安全確認を徹底しましょう。

◎周囲の車両が気づきやすいように、目立つ服装の着用、ライトの点灯、車間距離の保持等を心がけましょう。

